

第1回 京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 次第

令和5年11月20日（月）午後1時30分～
京丹波町役場 2階 大会議室
及びオンライン（ZOOM 活用）

1 開会

2 委嘱状の交付

3 町長あいさつ

4 会長あいさつ

5 自己紹介

6 協議事項

（1）協議会の設置要綱と地域連携ネットワークについて

資料1-1 資料1-2

（2）成年後見制度等権利擁護支援のための制度と利用状況について

資料2-1 資料2-2 資料2-3

（3）京丹波町成年後見支援センターの運営状況と相談内容について

資料3-1 資料3-2

（4）その他

7 閉会（副会長あいさつ）

京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員等名簿

(敬称略・順不同)

< 委員 >

所 属	氏 名	備 考
京都弁護士会	松 田 めぐみ	運営委員会
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート京都支部	上 田 具美子	運営委員会
(一社) 京都社会福祉士	杉 森 良 信	運営委員会
(福) 京丹波町社会福祉協議会	津 田 勝 二	運営委員会
京丹波町地域自立支援協議会	山 下 立 男	地域福祉計画推進委員会
京丹波町地域包括ケア推進委員会	片 山 俊 明	地域福祉計画推進委員会
京丹波町子ども・子育て審議会	明 田 良 子	地域福祉計画推進委員会
京丹波町自殺対策推進委員会	友 金 一 文	地域福祉計画推進委員会
京丹波町民生児童委員協議会	片 山 博 憲	地域福祉計画推進委員会
京丹波町女性の会	寺 谷 すま子	地域福祉計画推進委員会
京丹波町老人クラブ連合会	吉 田 昭	地域福祉計画推進委員会
京丹波町身体障害者福祉会	若 松 孝 子	地域福祉計画推進委員会
京丹波町母子寡婦福祉会	谷 山 和 子	地域福祉計画推進委員会
(福) 京丹波町社会福祉協議会	岬 秀 一	地域福祉計画推進委員会
(公社) 京丹波町シルバー人材センター	谷 口 誠	地域福祉計画推進委員会
京丹波町消防団	堀 敬 之	地域福祉計画推進委員会
京丹波町住民自治組織連絡協議会	塩 田 真 弘	地域福祉計画推進委員会
京丹波町小・中学校長会	谷 口 恭 子	地域福祉計画推進委員会
京都府南丹保健所	保 城 幹 雄	地域福祉計画推進委員会
京丹波町健康福祉部	木 南 哲 也	運営委員会

< オブザーバー >

所 属	氏 名	備 考
京都家庭裁判所 後見センター	三 浦 基 嗣	運営委員会
京都家庭裁判所 園部支部	山 口 優	運営委員会
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	今 井 昭 二	運営委員会

< 事務局 >

所 属	氏 名	職 名
京丹波町健康福祉部福祉支援課	岡 本 明 美	課長
	原 澤 洋	課長補佐
	上 西 貴 幸	課長補佐
	堀 道 枝	課長補佐
	中 川 早 苗	主任
(福) 京丹波町社会福祉協議会 地域福祉課	山 本 亮 栄	課長
	山 崎 由 樹	係長

京丹波町告示第32号

京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

（設置）

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、京丹波町における成年後見制度の利用の促進と関係機関の連携を図るため、京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 成年後見制度の利用促進に関する事項
- （2） 権利擁護支援の関係者の連携強化に関する事項
- （3） その他権利擁護支援に関する施策の推進に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 京丹波町成年後見支援センター運営委員会運営要綱（令和5年京丹波町告示第31号。以下「運営要綱」という。）第3条に規定する京丹波町成年後見支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員
- （2） 京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱（令和2年京丹波町告示第81号）第3条に規定する京丹波町地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員
- （3） その他協議会が必要と認めた者

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は運営委員会の委員長を、副会長は運営委員会の副委員長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職

務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（オブザーバー）

第6条 協議会に運営要綱第6条に規定するオブザーバーをオブザーバーとして置くことができる。

2 前項に規定するオブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、協議会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 委員、オブザーバー及び会議の出席者は、協議会の運営に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

京丹波町成年後見支援センターについて①

令和5年4月 福祉支援課内に成年後見制度の利用促進と関係者の連携強化を図るための**中核となる機関**として**京丹波町成年後見支援センター**を設置。

(事務局:福祉支援課・京丹波町社会福祉協議会職員)

- 役割
- ① 制度に関する**相談**対応
 - ② 制度の**普及啓発**
 - ③ 関係者への**研修**実施
 - ④ 関係者の**連携とネットワーク**の強化

京丹波町成年後見支援センターについて②

運営委員会

中核機関（成年後見支援センター）の運営内容、運営状況の評価とケース対応の原則的な考え方の検討を通じた情報共有と関係者の連携強化を図る。

弁護士・司法書士・社会福祉士・社協職員・町職員
京都家庭裁判所・京都府（オブザーバー）

京丹波町成年後見支援センターについて③

支援調整会議

個別事案における権利擁護に関する支援の必要性の検討や適切な支援内容について検討を行う。成年後見制度の利用が必要と判断された場合には、申立方法や支援内容、適切な候補者などについて検討を行う。

運営委員会の委員に加え、民生児童委員・事業所職員・行政職員等事例の内容に応じて参集を求める。

京丹波町成年後見支援センターについて④

地域連携ネットワーク協議会

京丹波町の権利擁護支援に係る地域課題やその解決に向けた協議を行うため、地域連携ネットワーク協議会を設置し、多様な主体の顔の見える関係づくりと安心して暮らせる地域社会づくりを行う。

運営委員会の委員、京丹波町地域福祉計画推進委員会の委員等

地域連携ネットワーク構築の必要性①

○ **権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。**

○ **本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。**

厚生労働省作成 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要から

地域連携ネットワーク構築の必要性②

○ また、権利擁護支援を必要としている人の中には、**孤独・孤立の状態**に置かれている人もいることから、**権利擁護支援を必要としている人**に対し、**住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援**を充実することも重要である。

○ 以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた**地域に暮らす全ての人**が**尊厳ある本人らしい生活**を継続し、**地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**をつくっていく必要がある。

厚生労働省作成 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要から

成年後見制度とは

精神上的の障害によって判断能力が十分でない
成年者の生活の維持、向上を目的に、本人に
代わって契約を締結したり、財産を管理して、
法的に本人の生活を支援する制度。

成年後見制度の理念

- 自己決定権の尊重

本人の意思を尊重し、できるだけその意思を実現する。

- 本人の残存能力の活用

残された判断能力を用いて生活する。

- ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、地域社会で生活する。

成年後見制度の大別

- 任意後見制度
- 法定後見制度

任意後見制度とは

判断能力が十分な段階で、本人の意思で任意後見人と支援の範囲を公正証書による契約であらかじめ決めておく。

判断能力が低下した段階で、申立てによって、家庭裁判所で任意後見監督人を選任、任意後見人による支援が始まる。

法定後見制度とは

判断能力が十分でなくなった段階で、家庭裁判所への申立てによって、成年後見人等が選任され、支援が始まる。

判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。

→平成12年4月制度施行

成年後見人等と本人の関係

親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹等）は、全体の約19.8%

親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）は、全体の約80.2%

後見開始の審判の申立て

本人の住所地を管轄する**家庭裁判所**に申立てを行う。

申立てができるのは、**本人**、配偶者、4親等内の親族、検察官、任意後見人、**市町村長等**。

申立手数料・登記嘱託手数料のほか、診断書・戸籍謄本・郵送料等の**費用負担**が必要となる。

成年後見人等の報酬

成年後見人等は、**裁判所から報酬付与の審判**を得て、**被後見人の財産から報酬の支払い**を受けることができる。

成年後見人等の権限

- 同意権
- 取消権
- 代理権

→本人にとっては、**行為能力の制限**となるが、あくまで**本人保護**を目的とする制度。

→3類型で成年後見人等の権限が及ぶ範囲が異なる。**(残存能力の活用)**

介護は、成年後見人等の職務ではない。

死亡によって成年後見人等の職務は終了する。

地域福祉権利擁護事業

地域福祉**権利擁護事業**（福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業）は、**社会福祉協議会**が実施する福祉サービス（介護保険・障害福祉）の利用の手続きや日常的な金銭管理を支援する事業。

→平成11年10月事業開始

→成年後見制度とともに、本人の意思決定を支援する**権利擁護支援制度**のひとつ

別添調査票1

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

福知山市	後見制度利用者数	(内訳)			
	169	後見	保佐	補助	任意後見
		132	25	11	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		15	15	20	21
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	76	32	61		
舞鶴市	後見制度利用者数	(内訳)			
	128	後見	保佐	補助	任意後見
		93	27	8	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	16	21	21
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	23	28	77		
綾部市	後見制度利用者数	(内訳)			
	81	後見	保佐	補助	任意後見
		52	23	6	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		12	6	4	5
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	15	51		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

宇治市	後見制度利用者数	(内訳)			
	433	後見	保佐	補助	任意後見
		271	120	39	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		51	48	43	69
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	154	73	206		
宮津市	後見制度利用者数	(内訳)			
	52	後見	保佐	補助	任意後見
		30	19	2	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		5	4	4	10
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	11	26		
亀岡市	後見制度利用者数	(内訳)			
	268	後見	保佐	補助	任意後見
		202	47	19	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		20	26	28	28
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	107	47	114		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

城陽市	後見制度利用者数	(内訳)			
	259	後見	保佐	補助	任意後見
		190	52	14	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		21	24	25	16
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	134	39	86		
向日市	後見制度利用者数	(内訳)			
	117	後見	保佐	補助	任意後見
		66	36	13	2
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		8	13	15	26
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	36	14	67		
長岡京市	後見制度利用者数	(内訳)			
	240	後見	保佐	補助	任意後見
		132	75	28	5
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		23	29	42	38
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	68	37	135		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

八幡市	後見制度利用者数	(内訳)			
	113	後見	保佐	補助	任意後見
		78	24	8	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		10	30	15	19
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	30	17	66		
京田辺市	後見制度利用者数	(内訳)			
	138	後見	保佐	補助	任意後見
		72	51	14	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		11	21	17	26
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	33	27	78		
京丹後市	後見制度利用者数	(内訳)			
	92	後見	保佐	補助	任意後見
		58	34	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	8	11	12
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	22	19	51		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

南丹市	後見制度利用者数	(内訳)			
	164	後見	保佐	補助	任意後見
		108	44	12	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		13	22	20	18
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	66	24	74		
木津川市	後見制度利用者数	(内訳)			
	77	後見	保佐	補助	任意後見
		49	20	6	2
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	9	7	23
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	17	14	46		
乙訓郡大山崎町	後見制度利用者数	(内訳)			
	35	後見	保佐	補助	任意後見
		24	7	4	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	5	1	5
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	14	2	19		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

久世郡久御山町	後見制度利用者数	(内訳)			
	33	後見	保佐	補助	任意後見
		22	6	4	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	2	6	7
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	8	7	18		
綴喜郡井手町	後見制度利用者数	(内訳)			
	11	後見	保佐	補助	任意後見
		5	5	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		1	2	1	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	4	1	6		
綴喜郡宇治田原町	後見制度利用者数	(内訳)			
	10	後見	保佐	補助	任意後見
		8	2	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		2	0	3	3
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	4	1	5		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

相楽郡笠置町	後見制度利用者数	(内訳)			
	2	後見	保佐	補助	任意後見
		0	2	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	1	0	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	0	0	2		
相楽郡和束町	後見制度利用者数	(内訳)			
	4	後見	保佐	補助	任意後見
		2	1	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	2	1	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	0	2	2		
相楽郡精華町	後見制度利用者数	(内訳)			
	36	後見	保佐	補助	任意後見
		25	10	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	5	2	7
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	8	3	25		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

相楽郡南山城村	後見制度利用者数	(内訳)			
	4	後見	保佐	補助	任意後見
		2	1	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		1	0	0	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	1	0	3		
船井郡京丹波町	後見制度利用者数	(内訳)			
	33	後見	保佐	補助	任意後見
		28	4	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	7	4	3
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	4	14		
与謝郡伊根町	後見制度利用者数	(内訳)			
	9	後見	保佐	補助	任意後見
		5	1	3	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	1	2	1
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	2	2	5		

京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

与謝郡与謝野町	後見制度利用者数	(内訳)			
	38	後見	保佐	補助	任意後見
		25	8	5	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		4	6	4	6
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	13	10	15		

1) 京都家庭裁判所がその管内において令和5年3月末日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。

2) 成年被後見人等である本人の住民票上の住所を基準としているため、本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）と一致するとは限らない。

【京丹波町社会福祉協議会】

1 福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

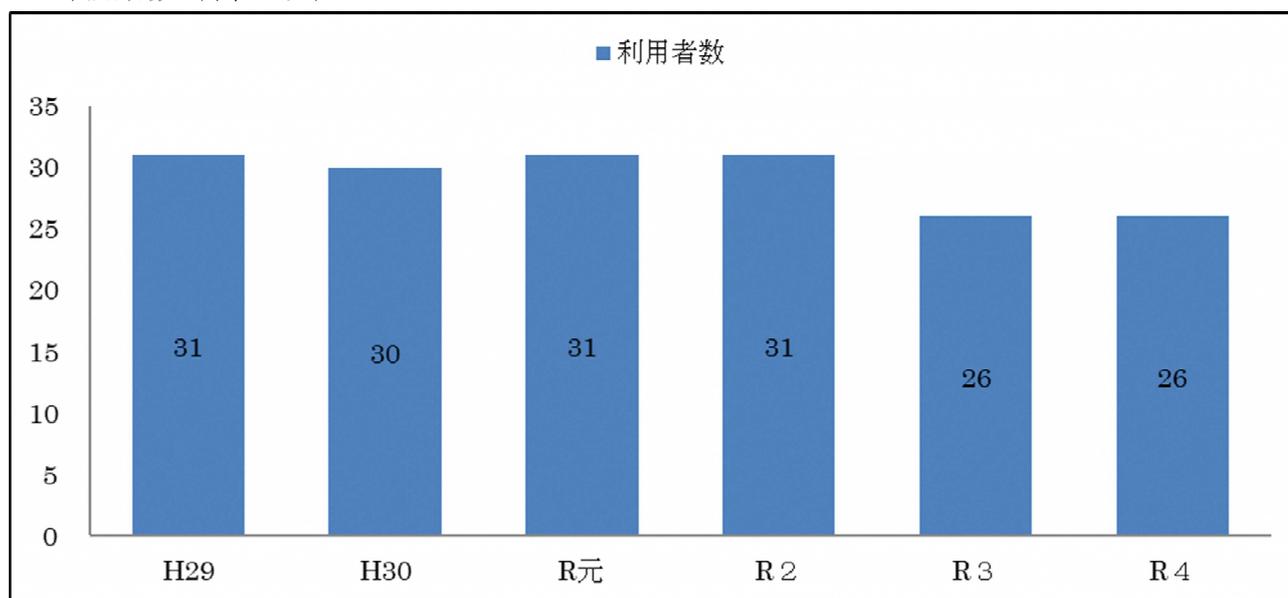
■契約・支援等の件数・・・令和5年3月31日現在

	R3年度支援件数					解約件数	新規件数	保留件数	R4年度支援件数					受給者数	生活保護件数	相談継続数
	認知症	知的障害	精神障害	その他	計				認知症	知的障害	精神障害	その他	計			
丹波地域	5	1	4	1	11	4	4	0	4	1	4	2	11	6	0	
瑞穂地域	4	1	1	3	9	3	3	0	2	1	0	6	9	2	0	
和知地域	3	1	1	1	6	1	1	0	3	1	1	1	6	0	0	
合計	12	3	6	5	26	8	8	0	9	3	5	9	26	8	0	

①令和4年度 新規契約者数 → 8名

②令和4年度 解約者数 → 8名

■利用者数 (単位：人)



■支援内容

支援内容	丹波	瑞穂	和知	合計	備考
○福祉サービス利用援助	11	9	6	26	福祉サービス利用契約手続き支援
○日常的金銭管理	11	9	6	26	衣食住等の日常経費の管理
○通帳・印鑑の預かり	11	9	4	24	通帳・印鑑の管理
○書類等の預かりサービス	1	2	1	4	年金証書、権利証書等の預かり

【成果・課題】

- ・今年度は、解約ケース（8件）と新規契約の件数（8件）が同数で、現契約ケースは26件であった。新規ケースは、その他分類（金銭管理不得手など）の契約が多かった。解約の内訳は、施設入所5件、死亡3件だった。
- ・次年度早々に2件の解約が分かっているので、契約件数は減る見込み。町内の福祉職や金融機関に、まだまだ制度の理解が進んでおらず、地域の中で本事業の契約が必要な方が存在すると思われる。地域ケア会議や金融機関へ訪問して本事業の啓発を進めたいと考えている。
- ・現在の契約者の中には、判断能力がかなり低下されている方や、物価・原油価格の高騰を受け、生活が厳しくなる方がある。そのため、本事業の必要性がより高くなると同時に支援内容が複雑化してくる。引き続き、支援を担う職員・生活支援員に求められる資質が、より一層高度になってきている印象がある。

京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

1 権利擁護等に係る相談件数等の推移（令和2年度～令和5年度（10月末）まで）

年度 区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	町	社協	町	社協	町	社協	町	社協
実人数（人）	13		12		16		8	6
相談件数（件）	39	43	36	44	48	55	18	18
うち町長申立て（件）	3		0		0		(2)	
うち申立て支援（件）	0		0		0		0	
うち報酬助成（件）	1		0		0		0	

→センター設置後

※令和5年度の町長申立て件数の(2)は手続き中の件数です。

※R2年度からR4年度の町の相談件数は、地域包括支援センターの権利擁護又は虐待に係る相談件数等を計上

※R2年度からR4年度の社協の相談件数は、総合相談の件数を計上

2 令和5年度の取組状況等について

①周知・啓発に係る取組

【R5.4】京都家庭裁判所パンフレットの活用

町ホームページへの掲載

【R5.6】町広報誌への掲載

②運営委員会の開催

開催日	内容	出席者数
令和5年4月20日	第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会 委員会等の設置要綱、令和5年度のスケジュール（案）等	15名
令和5年8月21日	第2回京丹波町成年後見支援センター運営委員会 成年後見支援センターの運営状況、対応事例の状況等	13名

③研修会の開催（本町主催分）

開催日	内容	出席者数
令和5年5月9日	事務局職員研修会 講師：京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 今井昭二氏	9名
令和5年6月20日	障害・介護事業所職員研修会 講師：一般社団法人京都社会福祉士会 杉森良信氏	28名
令和5年6月22日	金融機関職員研修会 講師：京都司法書士会 上田具美子氏	14名
令和5年7月21日	京丹波町民生児童委員研修会 講師：京丹波町健康福祉部福祉支援課 原澤課長補佐	65名

④体制整備に向けた取組

開催日	内容	本町の出席者数
令和5年8月1日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	4名
令和5年10月31日	京都府社会福祉協議会等との法人後見実施に向けた検討調整会議 （主催：京都府社会福祉協議会）	7名
令和5年11月1日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会（主催：京都府）	4名